

消防の動き



消防防災科学技術賞表彰式



表紙写真記事

2024

1

No.633

- 救急科における教育訓練
- 令和5年度中国・四国ブロック
緊急消防援助隊合同訓練の実施結果について
- 令和5年度消防防災科学技術賞の表彰



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



巻頭言

年頭の辞

(消防庁長官 原 邦彰)

レポート

令和4年(1～12月)における火災の状況(確定値).....	4
「改正火災予防条例(例)」の運用等についての解説.....	5

Topics

令和5年度全国防災・危機管理トップセミナー.....	9
令和5年度消防防災科学技術賞の表彰.....	11
第71回全国消防技術者会議の開催報告.....	13
映画とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターの作成.....	14
令和5年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式.....	15

緊急消防援助隊情報

令和5年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練の実施結果について.....	17
令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の実施結果について.....	19
令和5年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練の実施結果について.....	21

消防通信～望楼

松本広域消防局(長野県)／小山市消防本部(栃木県) 和歌山市消防局(和歌山県)／埼玉県南西部消防局(埼玉県).....	23
--	----

消防大学校だより

救急科における教育訓練.....	24
緊急消防援助隊教育科:NBC コースにおける教育訓練.....	25

報道発表

最近の報道発表(令和5年11月21日～令和5年12月20日).....	26
-------------------------------------	----

通知等

最近の通知(令和5年11月21日～令和5年12月20日).....	27
広報テーマ(1月・2月).....	27

お知らせ

「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止！.....	28
第70回文化財防火デー.....	29
住宅の耐震化と家具の転倒防止について.....	30
ストーブの安全な取扱いについて.....	31

年頭の辞

消防庁長官 原 邦彰



はじめに、令和6年元日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震に際し、不幸にしてお亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族に対し、深く追悼の意を表します。また、負傷された方々や被害を被られた方々、そして現在も安否不明である方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害においても、消防本部と地元消防団の方々はもとより、県内消防応援隊や緊急消防援助隊に、多くの人命に関わる救助・救急活動に御尽力いただいております。深く感謝申し上げます。

また、全国の消防関係者の皆様方には、平素から消防防災活動や消防関係業務などに御尽力いただいております。心から敬意を表します。

昨年は、5月に発生した石川県能登地方を震源とする地震、梅雨前線による大雨、6月下旬からの大雨と共に線状降水帯の発生を伴う豪雨など、様々な災害が全国各地で発生し、多くの方々が犠牲になりました。

お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

災害現場においては、皆様の総力を挙げて国民の生命、身体及び財産を守るため最前線での活動等に当たっていただきました。また、2月にトルコ共和国でマグニチュード7.8の強い地震が発生した際は、国際消防救助隊として人命に係る活動に従事していただきました。改めて皆様の御活躍・御尽力に敬意を表しますとともに、心から御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類に移行しましたが、依然として救急搬送困難件数は高い水準で推移しており、さらには、昨年は記録的な猛暑により、熱中症患者の搬送も増加いたしました。そうした過酷な救急の現場においても、日々、献身的に御対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

近年、災害の激甚化や救急業務の逼迫が顕著となっており、国民の生命、身体及び財産を守る消防の果たす役割は、より一層重要なものとなっています。

消防庁では、国民の皆様が引き続き安心して暮らせるように、緊急消防援助隊や常備消防、消防団の充実強化をはじめ、消防防災分野におけるDXの推進、科学技術の活用などを柱とし、消防防災力の強化に取り組みます。

とりわけ、大規模災害対応の要である緊急消防援助隊については、消防組織法に規定されてから20年が経過し、今後発生が懸念される南海トラフ地震等大規模災害に備えて、映像等のデジタル手法を活用し、リアルタイムで災害情報を収集・分析できるようDX資機材を整備するとともに、ヘリコプターや特別高度工作車などの車両・資機材の更新を計画的に進めてまいります。

また、団員減少が危機的な状況にある消防団については、引き続き、装備や資機材の充実強化に取り組むとともに、モデル事業に対する支援、消防団への更なる入団促進を図るためのマニュアルの作成や広報の充実などを行い、消防団員の確保に全力を挙げてまいります。

さらに、消防防災分野におけるDXについては、マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化をはじめとし、消防指令システムのインターフェイスの標準化・消防業務システムのクラウド化や消防団へのドローン配備・講習の実施などを推進してまいります。

また、昨年4月以降は、北朝鮮から発射された弾道ミサイル等により、幾度にわたり国民保護情報がJアラートで送信されたところです。消防庁では、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の優良事例集の作成や、知見を有する者を自治体に派遣して国民保護共同訓練や避難実施要領のパターンの高度化を促進し、より一層国民保護体制の整備に万全を期してまいります。

皆様方におかれましては、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりとそれを支える我が国の消防防災・危機管理体制の更なる発展のため、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々の御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

令和4年(1～12月)における火災の状況(確定値)

防災情報室

1 総出火件数は36,314件、前年より1,092件の増加

令和4年(1～12月)における総出火件数は、36,314件で、前年より1,092件(3.1%)増加しています。これは、平均すると1日当たり約99件、約14分ごとに1件の火災が発生したことになります。また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

令和4年(1～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比	前年比	増減率
建物火災	20,167	55.5%	618	3.2%
林野火災	1,239	3.4%	12	1.0%
車両火災	3,409	9.4%	▲103	-2.9%
船舶火災	78	0.2%	15	23.8%
航空機火災	2	0.0%	2	—
その他火災	11,419	31.4%	548	5.0%
総火災件数	36,314	100%	1,092	3.1%

2 総死者数は1,452人、前年より35人の増加

火災による総死者数は、1,452人で、前年より35人(2.5%)増加しています。また、火災による負傷者は、5,750人で、前年より317人(5.8%)増加しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等*を除く。)数は972人、前年より6人の増加

建物火災における死者1,173人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,065人となっています。更にそこから放火自殺者等を除くと972人で、前年より6人(0.6%)増加しています。

なお、建物火災の死者に対する住宅火災の死者の割合は、90.8%で、建物火災の件数に対する住宅火災の件数の割合56.6%と比較して非常に高くなっています。

(※ 放火自殺(心中を含む。)者及び放火自殺巻き添え・放火殺人の犠牲者。以下同じ。)

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約75%が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)972人のうち、65歳以上の高齢者は731人(75.2%)で、前年より15人(2.1%)増加しています。

また、住宅火災による死者の発生した経過別の内訳は、逃げ遅れ426人(前年比46人(9.7%)減)、着衣着火41人(前年比4人(10.8%)増)、出火後再進入15人(前年比4人(36.4%)増)、その他490人(前年比44人(9.9%)増)となっています。

5 出火原因として最も多いものは「たばこ」、次いで「たき火」

総出火件数の36,314件の出火原因別の内訳は、「たばこ」3,209件(8.8%)、「たき火」3,105件(8.6%)、「こんろ」2,771件(7.6%)、「放火」2,242件(6.2%)、「電気機器」1,960件(5.4%)の順となっています。

お問い合わせ先
消防庁防災情報室
03-5253-7526

「改正火災予防条例(例)」の運用等についての解説

1 はじめに

消防庁では近年の様々な社会情勢の変化に消防法令を対応させるため、令和5年2月21日に、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）等を公布した。また、令和5年5月31日に、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）等を公布した。これらの改正省令により、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）を改正し、急速充電設備、蓄電池設備及び固体燃料を用いた火気設備等について、規制の見直しを行った。また、これらの改正省令とあわせて、「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「条例（例）」という。）についても所要の改正を行った。本稿ではこれらの改正概要及び運用について解説する。

注）対象火気省令：対象火気設備等の位置、構造及び管理並対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令

7号告示：蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）

8号告示：対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第8号）

改正条例（例）：「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」（令和5年5月31日付け消防予第306号）別紙に示す〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例

2 急速充電設備について

電気自動車の航続距離延伸のため、各自動車メーカーにおいて電気自動車に搭載する電池の大容量化が進められている。電気自動車を外出先で充電するためには、商業施設やサービスエリアの駐車場などに設置された急速充電設備で充電する必要があるが、短時間での充電が可能となるよう、より高出力の急速充電設備を設置するニーズが高まっている。しかしながら、これまで全出力が200kWを超える大出力の急速充電設備は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされ、立体駐車場や地下駐車場など屋内においては、200kWを超える急速充電設備を設置する室を不燃区画化する等が求められていた。

こうした背景から令和4年8月に「急速充電設備の規制の在り方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授）を設置し検討を行い、同年9月に検討結果をとりまとめた。この検討を踏まえ、対象火気省令及び条例（例）を改正し、急速充電設備に係る規定の見直しを行った。主な見直し概要は以下のとおり。

(1) 急速充電設備の全出力規制の見直し（条例（例）第11条の2第1項関係）

電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、消防法令上の「変電設備」として扱われていた全出力200kWを超える急速充電設備についても、消防法令上の「急速充電設備」として扱うこととした。

(2) 急速充電設備の定義の見直し（条例（例）第11条の2第1項関係）

今後の急速充電設備の普及拡大を見据え、急速充電設備の充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとした。また、急速充電設備は、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備（以下「コネクタ型」という。）であることとした。

なお、コネクタ型以外の急速充電設備は変電設備として取り扱われる。

(3) 分離型の急速充電設備の取扱いの明確化（条例（例）第11条の2第1項等関係）

分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。）を新たに定義し、取扱いを明確化した。

また、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととするほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととした。一方で、充電ポストには出火危険性を増加させないため、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵しないこととした。

なお、分離型の急速充電設備について、設備本体を屋外に設置し、充電ポストを屋内に設置することやその逆の設置も可能であり、この場合は設備本体の設置場所により条例（例）の規定の適用を判断する必要がある。

(4) 手動緊急停止措置について（条例（例）第11条の2第1項第11号関係）

手動緊急停止措置は、利用者が異常を認めたとき、速やかに操作することができる箇所に設ける必要があるものであることを明確化した。

なお、「速やかに操作することができる箇所」とは、分離型以外の場合は設備本体、分離型の場合はコネクタや充電ポストが想定される。

(5) 急速充電設備に内蔵する蓄電池について（条例（例）第11条の2第1項第16号及び第17号関係）

急速充電設備に内蔵する蓄電池について、主として保安のために設けるものには、条例（例）第11条の2第1項第16号に掲げる措置を要しないこととした。

「主として保安のために設けるもの」とは、停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全を維持するために設ける蓄電池が該当する。

こうした背景から「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授）を設置し検討した結果を踏まえ、対象火気省令及び条例（例）を改正し、蓄電池設備に係る規定の見直しを行った。主な見直し概要は以下のとおり。

(1) 蓄電池設備の規制対象（条例（例）第13条第1項関係）

ア 蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさ、すなわち蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられることから、規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改めた。

イ 蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもののうち、7号告示第2で示す「出火防止措置が講じられた蓄電池設備」は規制の対象外とした。

なお、「出火防止措置が講じられた蓄電池設備」とは①過充電防止措置、②外部短絡防止措置及び③内部短絡防止措置又は内部延焼防止措置の3つの安全要求事項を満たすものであり、具体的には以下の標準規格に適合する蓄電池設備である。

標準規格	同等以上の出火防止措置が講じられたもの	対象となる蓄電池
JIS C 8715-2	IEC 62619	リチウムイオン蓄電池
JIS C 63115-2	IEC 63115-2	ニッケル水素蓄電池

※7号告示第2及び「改正火災予防条例（例）の運用等について（通知）」（令和5年5月31日付け消防予第332号（以下「332号通知」という。））別紙1参照

(2) 転倒等防止措置（条例（例）第13条第1項関係）

これまで強酸性の電解液を用いた開放形鉛蓄電池を想定し、転倒時の安全措置として耐酸性の床上等の設置を求めていたが、今般、酸性又はアルカリ性ではない蓄電池や、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない密閉型の蓄電池も普及していることを踏まえ、開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととした。

3 蓄電池設備について

対象火気省令に定められているこれまでの蓄電池設備の基準は、主に開放形の鉛蓄電池設備を想定したものであったため、リチウムイオン蓄電池設備など新たな種別の蓄電池設備や、今般の大容量化などに十分対応できていなかった。

なお、改正前の規定は、転倒の防止のみを求めるものであったが、振動・衝突に対する措置として対象火気省令第12条第1項の規定と合わせ、破損や亀裂の防止も求めることとした。

(3) 屋外に設ける蓄電池設備の建物からの離隔距離 (条例 (例) 第13条第3項関係)

屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件として新たに、7号告示第3で示す「延焼防止措置が講じられた蓄電池設備」を追加した。

なお、「延焼防止措置が講じられた」とは、具体的には以下の標準規格に適合する蓄電池設備である。

標準規格	同等以上の延焼防止措置が講じられたもの	備考
JIS C 4411-1 JIS C 4412 JIS C 4441	JIS C 4412-1 JIS C 4412-2 IEC 62040-1 IEC 62933-5-2	JIS C 4412-2はJIS C 4412-1で求められる安全要求事項について適合しているものに限る。

※7号告示第3及び332号通知別紙1参照

(4) 換気、点検及び整備に支障のない距離 (条例 (例) 第11条第1項関係)

改正前の規定は、「キュービクル式」の蓄電池設備に限って、当該設備の周囲に換気、点検及び整備に支障のない距離の確保を求めていたが、本規定は基本的な安全対策を目的とした規定であり、「キュービクル式」に限るものではないため、共通的に求められる措置として適正化を図った。

(5) 消防長 (消防署長) への届出 (条例 (例) 第44条関係)

本規定は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災危険性の高いものの設置状況をあらかじめ消防本部において把握することを目的とした規定であることから、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないこととした。

(6) 経過措置 (改正条例 (例) 附則第2項から第4項まで関係)

本改正は、一部の蓄電池設備等において規制強化となる場合があることから必要な経過措置を設けている。

ア 改正条例 (例) 附則第2項

キュービクル式以外の蓄電池設備等に対しても換気、点検及び整備に支障のない距離を保つ必要が生じることとなるため、設置済又は設置の工事中の蓄電池設備等に対しては従前の規定を適用することとした。

イ 改正条例 (例) 附則第3項

新たに明確化した亀裂、破損の防止措置について、設置済又は設置の工事中の蓄電池設備に対しては従前の規定を適用することとした。

ウ 改正条例 (例) 附則第4項

特にリチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備については、電圧が高く4,800アンペアアワー・セル以下であっても、10キロワット時を超えるものから17.76キロワット時未満のもの (定格電圧3.7Vで計算した場合) が従前は規制対象外であったが、改正後は7号告示第2に定める出火防止措置が講じられた蓄電池設備に該当しないものは規制対象となることから、新たに規制対象となる蓄電池設備で既存のもの及び改正後2年の間に設置されたものについては、当該規定は適用しないこととした。

4 固体燃料を用いた対象火気設備について

固体燃料を使用する火気設備等については、昨今のキャンプブーム等を受けて住宅等を含め薪ストーブの利用が広がっているが、従前はストーブの一般規定が適用され、周囲に1~1.5mの離隔距離を確保する必要があるため、設置できる場所が限られるという状況にあった。また、炭火焼き器[※]についても、従前は、炉等の一般規定が適用され、周囲に2~3mの離隔距離を確保する必要があるという状況にあった。

こうした固体燃料を使用した火気設備における課題を踏まえて、「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会」(部会長：松島均日本大学生産工学部特任教授)において検討を行い、その結果を踏まえ、対象火気省令及び条例 (例) 等

の改正を行った。

※「炭火焼き器」とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属のフレームで覆う等の構造をしており、木炭を燃料として食材を加熱調理するものを指す。

(1) 厨房設備の離隔距離

対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1及び条例(例)別表第3に、下記のとおり固体燃料を用いた厨房設備(炭火焼き器)の離隔距離を定めた。

種類				離隔距離				
				上側	側方	前方	後方	
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	80	30	—	30

なお、薪ストーブについては、機器により設計・使用が様々であり、現時点で離隔距離を一般化することは難しく条例(例)別表第3に追加するまでには至らなかったが、8号告示による改正後の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号。以下「告示第1号」という。)第5に固体燃料を使用するもの、同令第6に火災予防上安全性が高い構造のものの特例を定めた。

(2) その他留意事項

ア 固体燃料を使用する火気設備等の設置の際、告示第1号に定める試験方法により離隔距離を定めた機器の届出がなされる可能性があるが、試験方法・取扱いに関しては332号通知別紙2を参照されたい。

イ 告示第1号に定める試験は、332号通知で示しているとおり第三者試験機関等が実施したものに限らず、メーカーや輸入代理店等が自ら実施したものでも差し支えないとしている。消防本部等においては、告示第1号に定める試験により離隔距離を定めた機器の設置の相談を受ける場合は、試験方法や決定した離隔距離が適正か判断する必要がある。

5 おわりに

ここまで、令和5年の対象火気省令等の改正に伴う条例(例)の改正内容の運用について解説した。各消防本部等においては、本稿も参考としつつ、引き続き、各団体の火災予防条例について適切な運用をお願いしたい。

消防庁としては、消防法令で規制する対象火気設備等の技術進展に追従し、新たに生じる火災リスクに適切に対応するため、関係団体や関係省庁と連携し、必要とされる防火安全対策を引き続き検討していく所存である。

問い合わせ先
消防庁予防課 泉・秋吉 TEL 03-5253-7523



令和5年度全国防災・危機管理トップセミナー

防災課

我が国は、その自然条件から地震、水害などの災害が発生しやすい特性を有しており、こうした災害はどこでも起きる可能性があります。一旦、災害が起きますと、市町村は、短期間に膨大な業務を処理することが求められることから、市町村長は、リーダーシップを十分発揮し、的確に対応する必要があります。

このため、総務省消防庁では、市町村長の災害危機管理対応力の向上のため「全国防災・危機管理トップセミナー」を毎年開催し、被災経験のある市町村長や有識者等による講演を聴講する機会を提供しております。

11月15日（水）に三井住友銀行東館ライジング・スクエアにおいて、町村長を対象としたセミナーを開催しました。会場には、全国から307名の町村長に御参加いただきました。

【トップセミナー次第】

1 開会あいさつ

総務大臣

鈴木 淳司

内閣府特命担当大臣（防災）

松村 祥史

2 市町村長の初動対応、危機管理対応

東北大学災害科学国際研究所

准教授 佐藤 翔輔 氏

3 災害を経験した町長による講演

千葉県鋸南町長 白石 治和 氏



挨拶する鈴木総務大臣



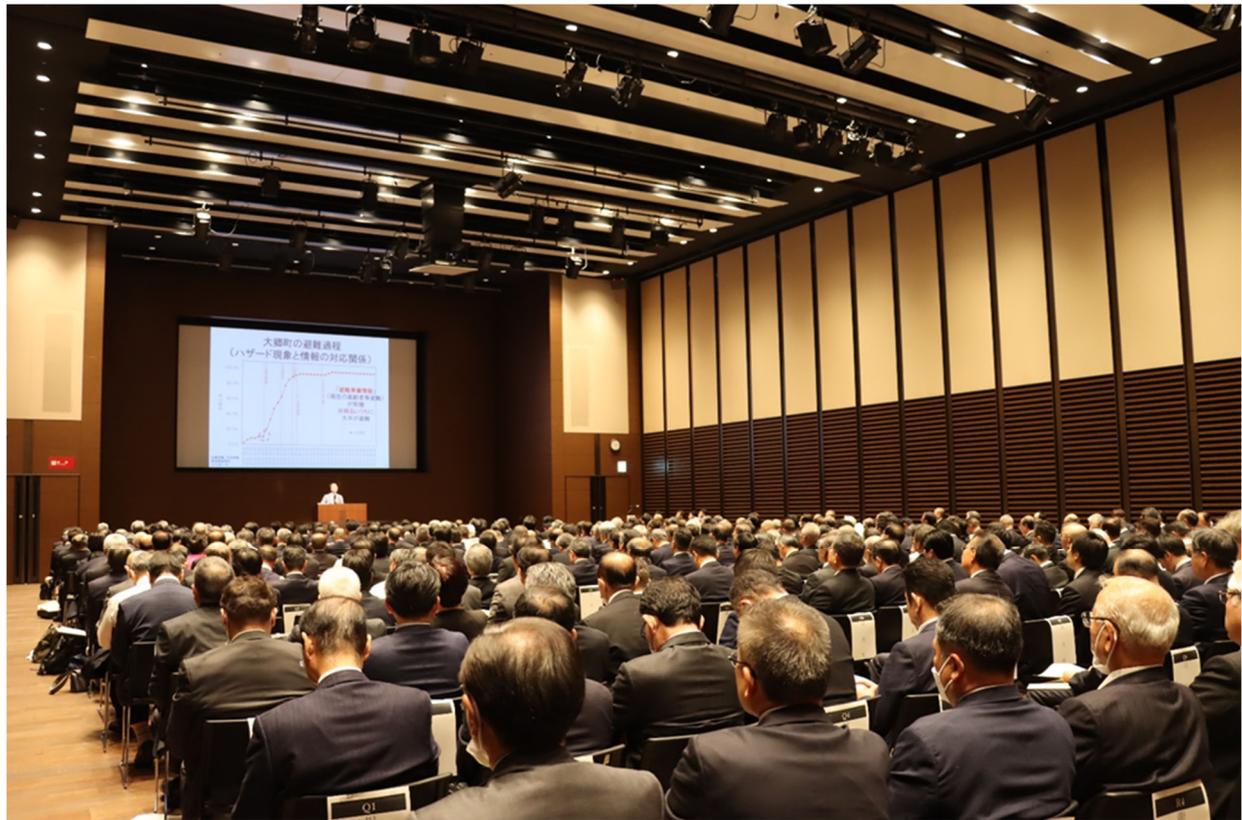
挨拶する松村内閣府特命担当大臣（防災）



佐藤講師による講演



白石町長による講演



セミナー会場の様子

【掲載情報】

○セミナーの様子（録画放送）

「自治体衛星通信機構ホームページ」
（消防チャンネル内）



○講演資料

「消防庁ホームページ」



問合せ先
消防庁国民保護・防災部防災課
TEL : 03-5253-7525



令和5年度消防防災科学技術賞の表彰

消防研究センター

去る令和5年11月16日（木）に三鷹市公会堂光のホール（東京都三鷹市）において、令和5年度消防防災科学技術賞の表彰式が挙行されました。

本表彰制度は、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施しており、今年度で27回目となります。表彰対象は個人又は団体で、消防職員・消防団員等の部における「A. 消防防災機器等の開発・改良」「B. 消防防災科学論文」「C. 消防職員における原因調査事例」、一般の部における「D. 消防防災機器等の開発・改良」「E. 消防防災科学論文」の5区分があります。

本年度は、全国の消防機関、大学、消防機器メーカー等から総計78作品の応募があり、創意工夫された作品やさまざまな考察が重ねられた論文、論理的な原因調査などが数多く寄せられました。選考委員会（委員長：山田實 元横浜国立大学リスク共生社会創造センター客員教授）による厳正な審査の結果、26の受賞作品（優秀賞：23作品、奨励賞：3作品）が決定されました。

表彰式では、式辞（鈴木建一消防庁審議官による代読）の後、受賞者に対して表彰状が授与されました。さらに、山田 實 選考委員会委員長による講評が行われました。

なお、受賞作品の概要は消防庁ホームページ（<https://www.fdma.go.jp/>）に、受賞作品の詳細は、消防研究センターホームページ（<https://nrifd.fdma.go.jp/>）に掲載されています。



令和5年度消防防災科学技術賞記念撮影（受賞者、来賓、消防庁審議官、同消防研究センター所長）

令和5年度受賞作品一覧

優秀賞（23作品）

A. 消防職員・消防団員等の部／消防防災機器等の開発・改良

- ・ヨレとって (栃木市消防本部) 天谷佳広
- ・消防水利への転落を防止するマルチセーフティボードの開発について (横浜市消防局) 榎本宜薫
- ・消防ホースを活用したポートカバーの開発 (東近江行政組合消防本部) 保海翔平
- ・健康被害を考慮した防火フードの改良 (東近江行政組合消防本部) 藤田隆行、満田圭亮
- ・シングルスピン（65mmホースの回転式延長）の開発について (大阪市消防局) 奥田剛

B. 消防職員・消防団員等の部／消防防災科学論文

- ・心肺機能停止傷病者に対する静脈路確保及びLTSによる気道確保における成功率を高める方策の研究
東京消防庁令和4年度第三消防方面救急研究会
- ・サイディング建物の延焼阻止方法について
(京都市消防局) 宮田真行、渡邊健介、上田秀人、伊藤翔平、渡瀬裕太
- ・シリコンテープを用いた退避区画形成に関する有効性の検証について
(大阪市消防局) 西村辰紀、油谷晃、尾崎智、阿部晃大、藤枝友貴、河野良太
- ・浸水区域(低水位)でのボート救出の検証及び訓練方法の考察について
西宮市消防局西宮消防署第2係高度救助隊

C. 消防職員における原因調査事例

- ・ポータブル電源から出火した火災について
(川崎市消防局) 明石仁、秋田勇紀、丸山朋也、笹井悠、小樽大、大高弘寛
- ・ACアダプター体型モバイルバッテリーから出火した事例について
(川崎市消防局) 藤川知久、上原邦夫、白取賢理、長野悠、谷口裕一郎、大友正史
- ・テレビドアホンのドアホン親機から出火した火災について
(東近江行政組合消防本部) 村田健
- ・住宅建築での施工が起因した漏電火災事例
(東近江行政組合消防本部) 西村卓也、松島秀樹、森野幹浩
- ・電子式電力量計(スマートメーター)と配線遮断器を接続する電気配線からの出火に関する調査報告
(東近江行政組合消防本部) 山田直樹、松島秀樹、中島浩貴
- ・リチウムイオン電池(一次電池、二次電池)を混在使用し、一次電池を誤って充電したことにより発火した火災について
(京都市消防局) 山根大樹、今堀拓也
- ・釣り用電動リールのバッテリー配線部から出火し、リコール対象となった火災の調査事例について
(大阪市消防局) 鎌田健一、田中洋
- ・LEDテープライトからの出火事例の調査報告
(岡山市消防局) 繪面暢利、西山孝浩、石井友規
- ・屋外タンク貯蔵所(灯油)における火災原因調査について
(徳島市消防局) 松本理史、谷木広大、横山雅彦、前田浩志、片山洋平
- ・トレーラのアクスルナットが離脱したことで出火に至った事例
(福岡市消防局) 川越怜史

D. 一般の部／消防防災機器等の開発・改良

- ・確実で安全なガンタイプノズル受け口の開発
(ヨネ株式会社) 高雄信行
- ・感染防止性・夏季における冷却性等に優れた能力を有する感染防止衣の開発
ユニチカトレーディング株式会社
広島国際大学
- ・救急隊員を守る感染症対策カーテン(OHアングルSAKAI)の開発
CK Company 有限会社
堺市消防局 救急部

E. 一般の部／消防防災科学論文

- ・救急活動における感染防止衣の汚染状況と対策に関する研究
(広島国際大学) 佐々木広一、安田康晴

奨励賞(3作品)

- ・震災時の火災調査立会い確認フォームの作成
(東京消防庁) 鈴木篤
- ・GIGAスクール構想と連携した防災教育の推進について
(横浜市消防局) 大本冨、折戸卓也
- ・ボディメカニクスと古武術を用いたストレッチャーの持ち上げ動作の考察
(東近江行政組合消防本部) 小野陽平

問合わせ先
消防庁消防研究センター 研究企画部
TEL: 0422-44-8331 (代表)

第71回全国消防技術者会議の開催報告

消防研究センター

令和5年度の全国消防技術者会議は、11月16日（木）及び17日（金）の2日間にわたり、東京都三鷹市の三鷹市公会堂光のホールで開催されました。この会議は、消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表する場として、昭和28年より毎年開催されているものです。また、第62回より、「消防防災研究講演会」を同時開催しています。

コロナ禍のなか、全国消防技術者会議は、令和2年度と令和3年度はオンラインで開催し、昨年度は、来場者に検温を行ったり、座席を一席おきとしたりするなどの感染予防対策をとりつつ、3年ぶりに対面で開催しました。今年度は、会場ホール座席数の半分程度の数を定員として参加者（聴講者）の募集を行った以外には特別な対策を講ずることをせず、コロナ禍以前のような形により対面で開催することができました。16日には、特別講演、令和5年度消防防災科学技術賞の表彰式及び受賞作品の発表を行いました。17日には、16日に続き受賞作品の発表と、消防研究センターにおける研究成果等を発表する第26回消防防災研究講演会を行いました。消防防災科学技術賞受賞作品の発表は、受賞作品26件のうち、25件（口頭発表16件、展示発表7件、展示発表を行わなかった受賞作品の動画配信のみ2件）について実施し、展示発表は16日昼休みから午後にかけて隣接する会館の多目的会議室にて行いました。2日間で全国から延べ700人を超える方々の参加がありました。

特別講演では、名古屋大学減災連携研究センターの武村雅之特任教授に、「関東大震災でなぜ東京は最大の被害を出したのか？—大火災の原因とその後—」と題してご講演をいただきました（写真1）。これは、今年が大正12年関東大震災から100年に当たる年であることから依頼したものです。関東大震災研究の第一人者で著書も多い武村先生は、ご講演のなかで、元禄関東地震、安政江戸地震、大正関東大震災のときの江戸・東京での被害や大正関東大震災後の帝都復興計画を振り返りながら、関東大震災の際に東京で甚大な被害が生じた理由を深く掘り下げられ、東京の都市計画の問題点を舌鋒鋭く指摘されました。

第26回消防防災研究講演会（写真2）では、「小規模ビルにおけるガソリン火災」をテーマとし、消防研究センターからは、「大阪市北区ビル火災の消防庁長官調査について」、「大阪市北区ビル火災に係る火災シミュレーション」、「身近な引火性液体の燃焼性状と消火」という題の3件の発表を行いました。科学警察研究所の岡本勝弘氏には、「建物内に散布したガソリンの蒸発拡散挙動予測」の題で最新の学術研究成果をご発表いただきました。東京理科大学の小林恭一教授には、「大阪市北区ビル火災を踏まえ～二方向避難の確保をどうするか～」という題のお話で、過去のビル火災の事例とこれまでに行政が講じてきた施策を振り返りながら、今後の対策に関するご提言をいただきました。消防庁予防課からは、「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書」を踏まえた消防庁の対応について」の題で行政の取り組みをお話いただきました。

今回の全国消防技術者会議での特別講演、表彰式、受賞者による口頭発表及び消防防災研究講演会における口頭発表については、会場で録画した動画を、消防研究センターHPに後日掲載予定です。また、全国消防技術者会議における展示発表については、受賞者が事前に作成した発表動画（会場で展示発表を行わなかった受賞作品の動画配信のみ2件を含む）を、後日、消防研究センターHPに掲載予定です。次回の全国消防技術者会議の開催につきましては、決定次第、消防研究センターホームページ（<https://nrifd.fdma.go.jp/>）等によりご案内させていただきます。次回の全国消防技術者会議にも多くの方々のご参加をお待ちしております。



写真1 名古屋大学減災連携研究センター
武村雅之特任教授による特別講演の様子



写真2 消防防災研究講演会の様子

映画とタイアップした少年消防クラブ員募集 ポスターの作成

消防庁では、東映株式会社（本社：東京都）の協力を得て、令和5年12月22日（金）から全国公開の劇場映画作品「仮面ライダー THE WINTER MOVIE ガッチャード&ギーツ 最強ケミー★ガッチャ大作戦」とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターを作成しました。



ポスターイメージ

このポスターを全国の少年消防クラブが所在する市町村等に配付することにより、将来の地域防災の担い手として期待されるクラブ員の参加促進を図ります。

（参考1）少年消防クラブとは

少年消防クラブは、少年少女が防火及び防災について学習するための組織であり、日頃、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などの活動をしています。令和4年5月1日現在のクラブ数は4,150団体で、クラブ員数は約39万人です。

消防庁 総務課／地域防災室

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識等を身近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災に関する訓練の実施などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。消防庁では、少年消防クラブの活動を支援しています。

（参考2）映画「仮面ライダー THE WINTER MOVIE ガッチャード&ギーツ 最強ケミー★ガッチャ大作戦」あらすじ

ケミーの捜索を続ける一ノ瀬宝太郎たちと、ふたたび出現したジャマトに立ち向かう浮世英寿たちの前に突如として現れた”レベル10の最強ケミー”《クロスウィザード》。彼の持つ不思議な魔法の力によって、桜井景和らがケミーの姿にされてしまった！さらには同時に5体もの”レベル10の最強ケミー”や、ギーツにそっくりな《ギーツケミー》も出現！相次ぐ異常事態に戸惑う宝太郎たちと英寿、そしてケミー化した景和たちは、それぞれチームを組み【最強のケミー捕獲ゲーム】に挑む！

このゲームに隠された恐るべき目的とは。ギーツケミー出現の謎とは。仮面ライダーガッチャードと仮面ライダーギーツは、待ち受ける難関をクリアすることができるのだろうか…！

詳しくは、下記ホームページアドレスから公式ページを御参照ください。

<https://kamenrider-winter.com/#intro-story>

<問い合わせ先>

（ポスター関係）
消防庁総務課 広報係
小野、浅野、シーザー
TEL: 03-5253-7521
（少年消防クラブ関係）
消防庁地域防災室 住民防災係
野崎、吉井
TEL: 03-5253-7561

令和5年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式

総務課

【令和5年秋の叙勲】

令和5年秋の叙勲が11月3日付で発令され、全国の4,075名に授与されました。

そのうち、消防関係では永年にわたり国民の生命等を火災等の災害から防御し、消防力の充実強化に尽力された598名が受章し、11月9日（木）、グランドアーク半蔵門（東京都千代田区隼町）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

令和5年秋の叙勲

瑞宝小綬章・・・	33名
旭日双光章・・・	6名
瑞宝双光章・・・	51名
瑞宝単光章・・・	508名
合計・・・	598名

【令和5年秋の褒章】

令和5年秋の褒章が11月3日付で発令され、全国の710名に授与されました。

そのうち、消防関係では、自己の危難を顧みず人命救助に尽力された方々、永年にわたり消防機器の研究開発や製造販売業務、消防設備保守業務等に精励し、業界の発展に大きく寄与された方々、消防団員として、永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し消防の発展に大きく寄与された方々、計99名が受章し、11月10日（金）、中央合同庁舎2号館（総務省）において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

令和5年秋の褒章

紅綬褒章・・・	3名
黄綬褒章・・・	7名
藍綬褒章・・・	89名
合計・・・	99名



原消防庁長官による式辞
(秋の叙勲伝達式)



原消防庁長官から受章者代表への勲記・勲章伝達
(秋の叙勲伝達式)



鈴木総務大臣による式辞
(秋の褒章伝達式)



鈴木総務大臣から受章者代表への章記・褒章伝達
(秋の褒章伝達式)

【第41回危険業務従事者叙勲】

第41回危険業務従事者叙勲が11月3日付で発令され、全国の3,646名に授与されました。

そのうち、消防職員として著しく危険性の高い業務に精励され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された645名が受章し、11月13日（月）、東京會館（東京都千代田区丸の内）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

第41回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章・・・303名

瑞宝単光章・・・342名

合計・・・645名



受章者代表から謝辞を受ける鈴木総務大臣
（危険業務従事者叙勲伝達式）



お祝いの言葉を述べる馬場総務副大臣
（危険業務従事者叙勲伝達式）

それぞれの伝達式では、伝達者（秋の褒章伝達式及び危険業務従事者叙勲伝達式は鈴木総務大臣、秋の叙勲伝達式は原消防庁長官）から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡されました。

受章者代表から「地域住民の安全確保のため、なお一層尽力」する旨の誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

式典後、受章者は皇居において天皇陛下に拝謁されました。

令和5年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊 合同訓練の実施結果について

広域応援室・中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練実行委員会

令和5年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練は、岡山県北部の地域特性を反映した災害を想定し、「開催地で発生が予測される災害対応」等をコンセプトに、要請要綱に基づく要請・出動手順を検証し、活動技術の向上、警察・自衛隊・DMA T等関係機関を含めた連携活動能力の向上及び応援体制の向上を図ることを目的とし、次のとおり実施しました。

1. 実施日

令和5年10月28日（土）・29日（日）

2. 実施場所

岡山市、津山市、真庭市、美作市、鏡野町

3. 訓練想定

令和5年10月28日（土）午前8時58分、岡山県北部を震源とするマグニチュード6.8の断層型地震が発生し、県北部では最大震度6弱を観測した。

この地震により、岡山県北部地域では、建物倒壊、火災、土砂災害等による人的・物的ともに甚大な被害が発生し、さらに被害が拡大する見込みである。

岡山県内消防機関は岡山県内消防広域応援協定に基づき、県内広域応援隊を出動させた。また、岡山県知事は、被害が甚大であることから、岡山県内の消防力のみでは対応が困難と判断し、被災市町村の要請に基づく緊急消防援助隊の応援要請を行った。

4. 実施内容

(1) 災害対策本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、岡山県、津山圏域消防組合及び美作市消防本部にそれぞれ災害対策本部等を設置し、緊急消防援助隊の応援体制を整えるとともに、消防応援活動調整本部及び指揮支援本部、並びに航空指揮支援本部等を設置し、応援要請等に係る情報伝達、応援調整及び緊急消防援助隊の部隊活動調整等について、ロールプレイング方式により図上訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 緊急消防援助隊の応援要請に際し、自消防力の分析及び各部隊の活動勢力、具体的要請内容の整理・調整が不十分であった。
- 県災害対策本部と消防活動調整本部の事案管理が重複していた。

- 災害対策本部等において、応援計画に定めている応援要請の基準についての検証を実施することができた。



災害対策本部等設置運営訓練（28日）岡山県庁

(2) 部隊参集訓練

ヘリコプターによる指揮支援隊の指揮支援本部参集を実施するとともに、岡山県内3箇所を進出拠点とし、管轄消防本部による応援対応訓練を実施した。

また、後方支援小隊は直接宿営会場に参集し後方支援活動訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 多数の部隊が使用する進出拠点において参集部隊が集中した際、誘導及び安全管理担当の応援対応職員に不足が生じた。



座屈中高層建物救助訓練（28日）苫田ダム

(3) 部隊運用訓練

指揮支援部隊長の部隊統制の下、地震被害を想定した各種訓練を各関係機関と連携して実施した。

岡山県警航空隊や各防災航空隊による偵察・情報収集訓練及び救助訓練等を実施したほか、緊急消防援助隊等による災害即応訓練、夜間訓練及び部隊運用訓練を実施した。

指揮支援隊の活動統制の下、土砂災害救出訓練には現地合同調整所を設置し、県内広域応援隊、複数の県大隊及び関係機関が連携して情報共有を図る統括的な指揮活動を実施した。

救護所設定訓練では、各県大隊等の救急小隊を救護所へ集結させ、効率的な救急車の運用を部隊運用訓練と連動して実施した。

また、水陸両用車等多数の消防庁無償使用車両の災害対応力について検証するとともに、無線中継車による情報通信訓練及びドローンによる画像伝送訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 各関係機関との活動連携について、現地合同調整所で相互の活動方針等を共有し、スムーズな活動連携を実施することができた。
- 救護所に救急小隊を集結させDMA Tと連携し、指揮本部等からの要請により出場させることで、効率的な運用ができた。



土砂災害救出訓練（29日）苫田ダム

(4) 後方支援活動訓練

津山中央公園グラウンドにおいて、支援車I型及び拠点機能形成車両等を活用したほか、汚染・感染予防を考慮した訓練を実施した。

また、自己完結による後方支援活動を実施し、各県大隊等の後方支援体制を検証した。

《今後の課題等》

- 広い会場内での部隊配置及び収容人員等に対する検証を実施することができた。



後方支援活動訓練（28日）津山中央公園グラウンド

5. おわりに

今回の訓練は、消防応援活動調整本部、災害対策本部及び指揮支援本部の運用調整、緊急消防援助隊と関係機関等の連携した訓練実施等、より実践的な訓練となるよう計画しました。

岡山県における緊急消防援助隊の受援及び部隊運用、関係機関との連携活動における課題等が明らかとなり、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練であったと考えます。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました中国・四国ブロック各県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。



解散式及び訓練終了式（29日）苫田ダム

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室

TEL：03—5253—7569（直通）

令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック 合同訓練の実施結果について

広域応援室・和歌山県実行委員会

令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練は、和歌山県内の地域特性を反映した災害を想定し、「開催地で発生が予測される災害対応」等をコンセプトに、要請要綱に基づく要請・出動手順を検証し、活動技術の向上、警察・自衛隊・DMA T等関係機関を含めた連携活動能力の向上及び応援体制の向上を図ることを目的とし、次のとおり実施しました。

1. 実施日

令和5年11月3日（金・祝）・4日（土）

2. 実施場所

和歌山市、海南市、有田市、紀の川市、白浜町

3. 訓練想定

令和5年11月3日9時00分、和歌山県の中央構造線帯・根来断層を震源とする地震が発生し、和歌山市及び有田市で最大震度6強、海南市で最大震度6弱を観測した。この地震の影響により、和歌山市及び海南市で甚大な被害が発生するほか、有田市の石油コンビナートにて火災が発生した。

4. 実施内容

(1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、和歌山県庁に消防応援活動調整本部を、和歌山市消防局、海南市消防本部及び有田市消防本部に指揮本部及び指揮支援本部を設置し、応援要請等に係る情報伝達、受援調整や緊急消防援助隊の部隊活動調整等について訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 消防応援活動調整本部内における県職員の役割を理解する有意義な訓練であったが、本部内で勤務する職員がより活動できるよう研修等を行う必要がある。
- 消防応援活動調整本部では、指揮本部や市町村から入ってくる情報が多く混乱する場面が見受けられたため、情報の収集・整理する要領を確立する必要がある。
- 連続不断の活動を要求される消防応援活動調整本部では、システム操作要員の負担が大きいため、システム操作の研修により、要員を育成する必要がある。



消防応援活動調整本部設置運営訓練（3日）和歌山県庁

(2) 参集訓練及び受援対応訓練

ヘリコプターによる指揮支援部隊長の調整本部参集を実施するとともに、和歌山県内5箇所を進出拠点とし、被災地に進出するための集結場所として検証、管轄消防本部等による受援対応訓練を実施した。

また、主要道路である阪和自動車道の通行止めを想定し、京奈和自動車道での部隊進出及び民間フェリーを利用した部隊進出についても検証を実施した。

《今後の課題等》

- 各部隊等の進出方法や進出経路については、応援部隊等に対し早期に情報を提供することが重要であるため、進出可能な経路の情報収集、経路に対する進出拠点の選択を速やかに決定する必要がある。

(3) 部隊運用訓練

指揮支援部隊長の部隊統制の下、被災した和歌山市、海南市及び有田市を指揮支援隊が担当し、地震被害を想定した各種訓練を関係機関と連携して実施した。

和歌山会場では、土砂災害を想定した訓練、海南会場では、中高層建物現場及び橋梁倒壊現場等の都市型災害を想定した訓練、有田会場では工場内で石油タンク火災及び危険物漏洩を想定した訓練を実施した他、航空部隊による情報収集訓練及び救助訓練を実施した。

指揮支援隊の活動統制の下、訓練会場ごとに現地合同指揮所を設置し、県内応援隊、複数の府県大隊、航空部隊及び関係機関が情報共有、調整、連携を図る有機的な指揮活動を実施した。

中でも海南会場においては、日本赤十字社和歌山県支部の協力により医療コンテナ（国内型緊急対応ユニット）を使用しての仮設診療所を設置し、DMA T等医療関係者との連携訓練を実施した。

また、各会場において水陸両用車やドラゴンハイパーコマンドユニットに編成されている特殊車両等多数の消防庁無償使用車両の災害対応力について検証するとともに、防災ヘリコプターのヘリコプター映像伝送装置、無線中継車及びドローンによる映像送受信を実施した。



救助救出訓練（4日）海南会場

《今後の課題等》

- 訓練会場に設置された現地合同調整所で、関係機関同士の調整が実施されたが、各機関の保有資機材や人員等の把握が不十分で、部隊運用が効果的でない部分が見受けられたため、各機関が保有資器材等の把握に努め、効果的な運用を実施する必要がある。
- 特殊災害に対応する部隊は、特定事業者の被災状況、設備の情報が必要となるほか、到着後の情報収集が重要となるため、受援側の市町村においても、応援隊に対し有益な情報を提供できるよう準備する必要がある。



救助救出訓練（4日）和歌山会場

（4）後方支援活動訓練

和歌山市内3か所、紀の川市内1か所の計4か所において後方支援活動訓練会場を設定、支援車I型及び拠点機能形成車両等を活用したほか、汚染・感染予防を考慮した訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 宿営場所が複数であることを考慮し、活動ミーティングの実施には、各本部長ミーティングと府県隊ミーティングを一体化したWEB会議とすることで効率的なミーティングが実施できたが、通信環境の問題等から一部会議の実施に支障があり、実災害時は更に通信環境に影響が発生を受けることからWEB会議の実施について慎重に判断する必要がある。



後方支援活動訓練（3日）和歌山市消防活動センター

5. おわりに

今回の訓練は、消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部の運用調整、部隊の参集から訓練実施等、より実践的な訓練となるよう計画を立案しました。

実践的訓練を通して和歌山県における緊急消防援助隊の受援及び部隊運用、関係機関との連携活動における課題等が明らかとなり、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練となりました。

今後、本訓練で得た成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、本訓練開催に際して、多大な御協力を賜りました近畿ブロック各府県、参加各消防機関及び関係機関の皆様にご心より感謝を申し上げます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室

TEL：03—5253—7569（直通）

令和5年度緊急消防援助隊中部ブロック 合同訓練の実施結果について

令和5年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練は、活発な地震活動を継続している石川県能登地方での災害を想定し、「関係機関と連携した実践的訓練」、「受援体制の検証」を目的に、石川県能登町をメイン会場に次のとおり実施しました。

※石川県防災総合訓練と同時開催

広域応援室・石川県実行委員会

《今後の課題等》

災害対策本部のレイアウトに関して、各機関との連携を考慮した配置について検討が必要である。

w e b 会議システムを活用して各会場を繋ぐことは被害情報の集約等、実災害にも有効だと感じた。

1. 実施日

令和5年11月11日（土）・12日（日）

2. 実施場所

金沢市、小松市、能登町、輪島市、珠洲市

3. 訓練想定

能登地方において、11月10日（金）夜遅くから11日（土）明け方にかけて、線状降水帯が形成・維持され、猛烈な雨を継続して降らせたことにより、土砂災害の危険性が非常に高まっている。

大雨で地盤が緩む中、11日（土）午前8時30分頃、能登半島東方沖を震源とする地震が発生し、能登町で震度6強を観測した。この地震により津波が発生し、能登半島を中心とした沿岸全域に到達した。この一連の猛烈な雨、地震及び津波により、人的・物的被害が甚大であり、一部の地域では火災も発生している。

石川県内消防機関は消防相互応援協定に基づき、県内応援部隊を出動させた。また、石川県知事は、被害が甚大であることから、石川県内の消防力のみでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援要請を行った。

4. 実施内容

（1）消防応援活動調整本部等設置運営訓練

石川県庁に消防応援活動調整本部を、奥能登広域圏事務組合消防本部に指揮本部及び指揮支援本部を、石川県航空消防防災室に航空指揮本部及び航空指揮支援本部をそれぞれ設置し、応援要請等に係る情報伝達、受援体制及び緊急消防援助隊の部隊活動調整等について、図上訓練を実施した。

また、訓練企画側の検証で消防応援活動調整本部、指揮本部、航空指揮本部及び被災地の能登町役場の4会場をw e b 会議システムで繋いで同時に地震発生等の想定付与を行った。



消防応援活動調整本部設置運営訓練（11日）石川県庁

（2）参集訓練及び受援対応訓練

のと里山空港を進出拠点とし、管轄消防本部による受援対応訓練を実施した。また、統合機動部隊と県大隊を分割出動させ、統合機動部隊のみが進出拠点で活動指示を受け、動態情報システム等を活用して後続の県大隊へ情報共有を実施した。

県内応援部隊は進出拠点において、燃料補給車を使用した燃料補給訓練を実施した。

《今後の課題等》

統合機動部隊のみを進出拠点に集結させたことで、受援側職員の負担軽減及び駐車スペースを削減することができた。

各県の統合機動部隊が進出拠点において指示書を受け、後続する県大隊に動態情報システム等を活用して情報を共有することができた。

（3）部隊運用訓練

指揮支援部隊長の部隊統制の下、地震被害等を想定した各種訓練を各関係機関と連携して実施した。

訓練1日目には、2か所のサテライト会場において土砂災害及びトンネル崩落事故想定訓練を実施した。会場には最大で4県大隊が参集して、活動の引継ぎ及び交代時間を設け、災害及び活動状況の情報共有及び活動車両の入替えを行った。また、重傷

者を基幹病院に搬送する想定で、防災航空隊、救急小隊、航空自衛隊及びDMA Tが連携して重傷者搬送訓練を実施した。

訓練2日目には、メイン会場において、陸上自衛隊の架柱橋を活用した土砂災害救出訓練、静岡県大隊のドラゴンハイパー・コマンドユニットを活用した大規模市街地火災対応訓練、その他にも木造倒壊家屋救出訓練及び倒壊・座屈建物救出訓練を実施した。また、サテライト会場では1日目の訓練終了時の状況から継続して訓練を実施した。

そのほか、航空運用調整班を中心として、ドローン及びヘリコプター等の運航調整を実施した。ドローン等で撮影した動画は、V S A T（可搬型衛星地球局）等を使用し、調整本部や指揮本部等に伝送し、災害の規模及び活動状況の共有を行った。

《今後の課題等》

12日メイン会場の訓練において、各関係機関との調整のため、指揮本部・指揮支援本部の機能を現地合同調整所に移すことで各機関と円滑な情報共有を図ることができた。

実際に使用している採石場、トンネルを訓練会場としたことで、無線等の通信不良環境、暗所での活動等の実災害に近い環境下で実践的な訓練を行うことができた。



土砂災害対応訓練（11日）サテライト会場



トンネル崩落事故訓練（11日）サテライト会場

（4）後方支援活動訓練

やなぎだ植物公園及び内浦総合運動公園の2会場において拠点機能形成車等を活用したほか、汚染・感染予防を考慮したデコンタミネーションを実施した。また、燃料補給車を活用して燃料補給訓練を実施した。

《今後の課題等》

宿営会場を2か所に分散し、広い会場内でどのような部隊配置とするか検証することができた。

デコンタミネーション実施場所を生活エリアから離して、クリーンエリアを明確化できた。

5. おわりに

今回の訓練は地震が頻発している石川県能登地方の現状に鑑みて開催地を選定し、訓練想定を計画しました。

石川県における緊急消防援助隊の受援、部隊運用、関係機関との連携活動等における様々な検証を行うことができ、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練となりました。

今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる強化に努めてまいります。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました中部ブロック各県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室

TEL：03—5253—7569（直通）

地元の高校生がデザインした「火の用心」看板を設置

松本広域消防局

松本広域消防局本郷消防署山辺出張所では、地元の高校生がデザインした大型看板を庁舎敷地内に設置しました。この看板は、エクセラン高校美術科に属する2年生4人に制作を依頼したもので、消防隊員が放水する様子が描かれ、英語表記により外国の方にも認識してもらうための工夫が施され、地元の特産であるブドウのオリジナルキャラクターを配置した色鮮やかなデザインとなっています。当消防局では、幅広い世代に見てもらうことで、火災予防の浸透を図る取組を進めていきます。



消防通信

望

楼

ぼうろう

消防団車両広告掲載開始に伴う出発式を挙行

和歌山市消防局

和歌山市消防団では、令和5年10月1日から消防団車両に企業広告の掲載を開始しました。

掲載開始に先駆けて広告を募集させていただいたところ、花王株式会社様より申請をいただき、同日、出発式を挙行了しました。

広告掲載は、民間企業と自治体と消防団が連携して地域の安心・安全を支援することを目的とし、企業は社会貢献と広告効果を得ることができ、自治体は消防活動の充実を図り地域防災力の向上に繋げる取り組みとなります。



消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【25文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

実務伝承プログラム(調査実務:電気火災編)を警察署員と合同で実施

小山市消防本部

小山市消防本部では、令和5年9月25日(月)・26(火)の2日間、実務伝承プログラム(調査実務:電気火災編)を実施しました。

今回は現場活動での連携強化・知識の共有化を目的に、初めて栃木県警察小山警察署と合同で研修を行いました。研修では電気火災のメカニズムの解説や鑑識要領の実習、管内で発生した火災の再現実験を行いました。

今後も若手職員の育成、警察機関との連携強化に努めてまいります。



社会福祉施設防火安全講習会を実施

埼玉県南西部消防局

埼玉県南西部消防局では、10月11日(水)、管内の社会福祉施設を対象に防火安全対策の徹底を図ることを目的とした講習会を実施しました。

講習会の前半では、火災図上訓練、自動火災報知設備模型盤を使用した操作説明を座学形式で行い、後半では、スプリンクラー設備の散水見学、水消火器訓練、煙体験を実技形式で行いました。

参加者からは、「次回も参加したい。」との意見が多数寄せられました。

今後も地域から信頼される予防行政を目指します。





消防大学校だより

救急科における教育訓練

消防大学校では、救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させるとともに、指導者としての資質を向上させる事を目的に、専科教育として「救急科」を設置しています。

本年度の救急科第 85 期は、全国から集まった 47 名が訓練の企画及び運営方法の習得、幹部職員としての必要な知識の習得、各地域での取り組みや課題についての情報交換などについて、課程全般において学生が主体となって自ら考え実践する教育訓練を行いました。

入校期間は 10 月 4 日から 11 月 10 日の 38 日間（10 月 4 日から 10 月 6 日までリモート期間）にわたるものでしたが、47 名全員が必要な課程を修了し卒業しました。

今回は、救急科において実施した「多数傷病者対応訓練」と「技能管理(訓練運営)」について紹介します。

1 多数傷病者対応訓練

消防大学校では、多数傷病者事案に関する講義（4 時間）、シミュレーション訓練（3 時間）、実動訓練（4 時間）を通し、多数傷病者事案に対する活動全般の流れを確認するとともに、医療資源や地域性等が異なる消防本部の学生が合同で訓練を行い、検討会等で意見交換することにより自身のスキルアップはもちろんのこと、得られた知識・経験を各所属に持ち帰り地域住民の安心安全につなげることを目的として、多数傷病者対応訓練を実施しています。

救急科第 85 期の多数傷病者対応訓練は「スクールバスと普通乗用車の事故による多数傷病者事案」という想定で、シミュレーション訓練を 3 回、実動訓練は杏林大学から DMAT 医師、看護師及び調整係員に参加していただき、さらには杏林大学保健学部救急救命学科の学生 24 名に傷病者役等として協力していただきながら 2 回実施しました。消防と DMAT、大学生の 3 者合同訓練で、より現場に近い実践的な形で訓練を実施できました。

消防大学校の学生間では「これ程大規模に訓練できることがなく、大変有意義な訓練でした」「災害時の全体像を把握することの難しさを知れました」「自分の所属ならどうするべきか、持ち帰って検討したい」等積極的な意見交換が行われ、現場における指揮能力、部隊運用、医療との連携、トリアージ対応能力の向上等に努めました。



実動訓練の様子

2 技能管理(訓練運営)

消防大学校救急科では、訓練班として 6 班編成し、各地域の特色や訓練方法について意見交換を行いながら、時間管理や検討会運営を含め、各班が作った想定で訓練を実施する「技能管理」という研修があります。今回も、検討会を含めた訓練全体を評価する班を設定し、全体を評価。さらにその評価を含めた全てについて、救急救命東京研修所の徳永教授と支援教官 2 名が評価しフィードバックを行うという、指導救命士制度の骨子である屋根瓦方式の教育を実践しました。

終了後のアンケートでは、「シミュレーションの訓練企画を、指導的立場の方がどうやって企画進行していくかを、詳細に教えていただいたことが良かった。」

「訓練を企画する要領や考え方を、各消防本部の違いも含めて学べて大変有意義でした。」「技能管理（訓練運営）に向けて班員とたくさんの議論と検討ができたのは、有益性が高かった。良い経験と知識の共有を深く感じることができた。」等の意見があり、所属に帰ってから、各種訓練に有効に活用していただけたと考えています。

救急科第 85 期を卒業した学生は、消防大学校で修得した高度な知識・能力に加え、全国の仲間たちとの絆を活かして情報交換をし、各所属で幹部職員・指導的立場の救命士として救急業務に取り組むなど、様々な場面での活躍が期待されています。



訓練の様子



検討会の様子



消防大学校だより

緊急消防援助隊教育科: NBC コースにおける教育訓練

消防大学校では、今年度で 13 回目となる緊急消防援助隊教育科 NBC コースを約 3 週間の日程で開催しました（令和 5 年 9 月 7 日～9 月 28 日）。

緊急消防援助隊教育科 NBC コースは、緊急消防援助隊の NBC 災害要員等に対し、NBC 災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させるための教育課程となっており、今後開催予定の「2025 年大阪・関西万博」など、国際的大規模イベント開催に向けて NBC 等大規模テロ災害における対応能力を充実、向上をさせることも教育の目的としています。

本コースは、講義と訓練で組み立てており、講義にあつては、安全管理、現場指揮、広域応援対策、国民保護制度などを消防庁職員から学ぶとともに、C 災害対応、B 災害対応、対テロ対策、化学テロ対策及び NBC 災害時における医療対策などは専門の外部講師陣により学びます。

本年度は、総務省消防庁国民保護・防災部参事官室において、「消防機関における NBC 災害時の対応能力の高度化に関する検討会」も開催されており、この検討会の委員の方を講師としてお招きし充実した講義を実施しました。

訓練では、教育支援隊として東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局にご協力いただき実働訓練を実施しました。その中で化学防護服、各種検知資機材及び救出資機材を使つての NBC 災害の実践的対応訓練も行いました。

災害状況を想定した訓練では、消防大学校の本館など建物内部を使用した訓練を行い、実際の災害を思わせるよう工夫を凝らしました。さらに、化学防護服を着装して階段の昇り降りを行い立体的な救出活動なども行い、学生たちに負荷をかけていきます。

今年の 9 月は記録的な暑さとなり、NBC 災害時の熱中症への対策も重要視されました。NBC 災害もいつ発生するか予測できません、学生は、過酷な気象条件下で集中的に訓練を行い、適切な水分補給方法、冷却ベストを着装し身体の冷却方法について学びながら、部隊を運用する上での活動限界など安全管理に注意を向けます。

NBC 災害が発生した場合は、傷病者が多数になることが予測されているため、NBC 災害は発生場所の消防本部だけではなく、広域応援として、NBC 即応部隊及び緊急消防援助隊が出動し対応します。

このような災害時には、警察、自衛隊など他機関との関係が欠かせません。陸上自衛隊化学学校における校外研修をはじめ、防衛省、警察庁から講師を招き各省庁の実態を把握することで関係に関する知識の向上に繋がります。

さらに、過去のテロ行為では神経剤により多数の傷病者が発生しております。傷病者の救命には、早期に神経剤解毒剤の自動注射を打つ行為が必要になってきます。本コースにおいても DMAT の医師を招き研修を実施していただきました。



訓練の様子

研修を終え学生からは「NBC 災害、CBRNE 災害における基本的な考え方や活動、最新のデータや知見に基づく今後進めていくべき消防の方向性を学ぶ機会を頂き大変有意義な研修でした。夏場の時期に開催でしたが現場活動における熱中症対策なども大変参考になりました。」などの感想もいただきました。

緊急消防援助隊教育科 NBC コースは時代の変化に合わせた教育プログラムにしています。本コースで得た知識や技術をそれぞれの所属での業務に活かしていただき、国民の皆様が安心して暮らせる社会を守るために活躍されることを期待しています。

問い合わせ先
消防大学校教務部
TEL 0422-46-1712



最近の報道発表（令和5年11月21日～令和5年12月20日）

<予防課>

5.11.22	消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等に対する意見公募	消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等について、令和5年11月23日(木)から令和5年12月22日(金)までの間、意見を公募します。
---------	-------------------------------	---

<危険物保安室>

5.12.6	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(案)等に対する意見公募の結果及び改正政令等の公布	消防庁は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(案)等の内容について、令和5年9月26日から令和5年10月25日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、6件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」等を公布しましたのでお知らせします。
--------	---	---

<特殊災害室>

5.11.28	「令和5年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の結果および表彰式の実施	石油コンビナート等における特定事業所の防災要員の技能及び士気の向上を図るため、標記の技能コンテストを実施しました。出場された35組織から、最優秀賞、優秀賞、奨励賞及び特別賞を決定しましたので別紙1のとおり発表します。また、最優秀賞、優秀賞及び奨励賞(上位1組織)の受賞組織には表彰式を12月8日(金)に開催しますので、併せてお知らせします。
---------	--	--

<地域防災室>

5.11.27	令和5年度消防団入団促進広報に関するイベントの実施	消防庁では、地域防災力の中核として重要な役割を果たしている消防団への入団を促進するための広報に取り組んでいます。広報事業の一環として、「消防団入団促進サポーター」任命式及び広報用ポスター・PR動画(ショートドラマ)のお披露目を行います。あわせて、「第7回消防団PRムービーコンテスト」表彰式を行います。
5.12.4	映画「仮面ライダー THE WINTER MOVIE ガッチャード&ギーツ最強ケミー★ガッチャ大作戦」とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターの作成	消防庁では、東映株式会社の協力を得て、12月22日(金)より全国の映画館で公開予定の映画「仮面ライダー THE WINTER MOVIE ガッチャード&ギーツ 最強ケミー★ガッチャ大作戦」とタイアップした少年消防クラブ員募集ポスターを作成し、全国の少年消防クラブが所在する市町村等に配付します。
5.12.5	消防団入団促進広報ポスター・PR動画等の制作	消防庁では、消防団の認知度向上・理解促進を図るため、ポスター、PR動画などの広報媒体を制作し、消防団オフィシャルウェブサイトなどで公開します。
5.12.5	第7回消防団PRムービーコンテストの結果	消防団をより身近なものとして知っていただくため、各都道府県及び市町村から作品を募集し、消防団PRムービーコンテストを実施しました。応募された37作品から、各部門において最優秀賞、優秀賞を決定しました。
5.12.6	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に対する意見募集	消防庁は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案について、令和5年12月7日から令和6年1月10日までの間、意見を募集します。

<防災情報室>

5.11.29	地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段の技術ガイドラインの改訂に対する意見公募の結果	消防庁は、地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段の技術ガイドラインの改訂(令和4年3月)について、令和5年9月26日(火)から令和5年10月25日(水)までの間、国民の皆様から御意見を公募したところ、17件の意見の提出がありました。意見公募において、提出された意見及び意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。
5.11.29	令和4年(1～12月)における火災の状況(確定値)	令和4年中の火災の状況について、1月から12月までの確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。前年と比較すると、総出火件数、火災による死者数ともに増加しています。



最近の通知（令和5年11月21日～令和5年12月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防国第125号 消防運第104号	令和5年11月21日	各都道府県国民保護担当部局長	消防庁国民保護・防災部 国民保護室長 国民保護運用室長	弾道ミサイル発射に係る情報伝達について
消防危第330号	令和5年11月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防情第365号	令和5年11月29日	都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課防災情報 室長	地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段の 技術ガイドラインの改訂について（通知）
消防予第661号	令和5年12月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	有料老人ホーム等に係る防火対策の更なる徹底につ いて
事務連絡	令和5年12月1日	一般財団法人 日本消防設備安全センター	消防庁予防課	PFOS等を含有する泡消火薬剤の在庫量に関する調査 の周知について（依頼）
消防危第324号	令和5年12月6日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等 の公布について
消防危第346号	令和5年12月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	内面の腐食を防止するためのコーティングを施工した 地下貯蔵タンクの開放点検等に係る情報提供等につ いて（依頼）
消防情第375号	令和5年12月15日	各都道府県消防防災主管課	消防庁国民保護・防災部防災課防災情報 室	令和5年度追加及び令和6年度災害情報伝達手段に 関するアドバイザー会議先市区町村の決定について （通知）
事務連絡	令和5年12月18日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・指定都市消防本部	消防庁予防課 消防庁危険物保安室	水質汚濁防止法に基づく指定物質に係る対応につ いて（周知依頼）

広報テーマ

1月		2月	
① 消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課 予防課 防災課 防災課	① 春季全国火災予防運動	予防課 特殊災害室 地域防災室
② 文化財防火デー		② 全国山火事予防運動	
③ 住宅の耐震化と家具の転倒防止		③ 消防団員の入団促進	
④ 全国防災・危機管理トップセミナー			



「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止！

消防・救急課

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存じですか？

これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、火災発生時、消火に必ず必要となる水を消防隊に供給するものです。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに設置されており、その位置を示すため、標識を掲げているもの、路上やフタにマーキングをしているものなどがあります。また、「消防水利」として指定されているプール、池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

これらの消防水利等の周辺は、道路交通法で**駐車が禁止**されています。また、消防隊は定期的に調査や点検・整備を行い、いどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体制をとっていますが、火災発生時に「消火栓」や「防火水そう」付近に駐車された車両が障害となり、消火活動を妨げるおそれがあります。

違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。消防水利の周囲に駐車されないよう、皆様の御理解と御協力をお願いします。



消火栓は、消防自動車吸水しやすいように、道路脇や歩道上に設置されています。



消火栓の上に車が駐車しているため、消防自動車が消火栓を使用することができません。

道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

【問い合わせ先】

消防庁 消防・救急課 佐々木

TEL : 03-5253-7522

第70回文化財防火デー

予防課

昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建築物である法隆寺金堂の壁画が焼損しました。このような被害から文化財を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から、消防庁と文化庁の共同主催により、法隆寺金堂が焼損した1月26日を「文化財防火デー」と定めて、文化財防火運動を全国で展開しています。

日本の文化財建造物はその多くが木造であり、美術工芸品についても木や紙又は布等の燃えやすい材質により造られているものが多く、火災により焼損する危険があります。

近年のフランスのノートルダム大聖堂における火災や、沖縄県那覇市の首里城における火災も踏まえ、文化財等の防火対策が一層推進されています。

文化財を火災から守るためには、火気管理等の出火防止対策を徹底することはもちろんですが、文化財関係者や関係機関だけではなく、地域住民との連携・協力が必要となります。

文化財防火デーには、文化財関係者や消防関係者が協力して、全国各地で消防訓練が実施されます。この機会に、文化財愛護の意識や、防火・防災意識の高揚に努めましょう。

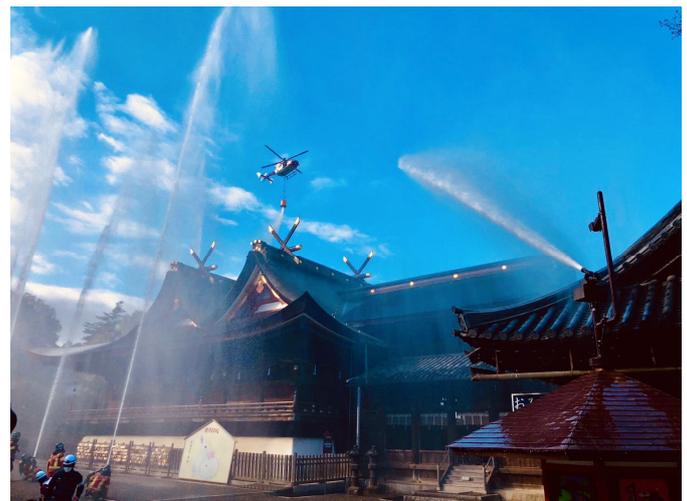
文化財防火デー実施方針

- 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、文化財部局及び消防機関は、この日を中心に積極的に防火・防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財所有者、管理者その他の関係者は、平素の文化財の防火・防災体制の整備や防火・防災対策の強化に加え、「文化財防火デー」においては、文化財は国民共有の貴重な財産であるということを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関等及び文化財所有者等だけでなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要であることから、「文化財防火デー」においては、そのような地域の連携体制の構築・強化のため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

第69回文化財防火デーにおける消防訓練の様子



聖徳記念絵画館（東京都新宿区）
【写真撮影 消防庁】



吉備津神社（岡山県岡山市）
【写真撮影 岡山市消防局】

○第70回文化財防火デーの主な消防訓練場所（予定）

日程	令和6年1月26日（金）
場所	龍谷山本願寺（京都府京都市） 築地本願寺（東京都中央区）

※その他の地域における訓練等の予定につきましては、最寄りの消防署へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 泉、村松

TEL : 03-5253-7523



住宅の耐震化と家具の転倒防止について

地震はいつどこで起こるかわかりません。6,400名を超える死者を出した阪神・淡路大震災では、多くの方が、住宅の倒壊等による圧迫もしくは倒壊した住宅や転倒した家具から逃れることができないまま火災に遭遇し亡くなられています。

このような被害を軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて有効です。

特に家具の転倒防止につきましては、令和4年12月付け内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」の概要によると「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」と回答した方の割合が35.9%にとどまっています。

地震による被害を少しでも減らすため、私たち一人ひとりが家具の転倒防止に取り組んでいく必要があります。

住宅の耐震化について

○ 自宅の建築年度の確認

自宅の建築年度を確認しましょう。建築基準法による現行の耐震基準は昭和56年6月1日から導入されており、昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築された建物の中には、現行の耐震基準で建てられた住宅に比べ、強い揺れで倒壊する可能性が高いものがあります。

○ 耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築されている場合、まずは、お住まいの自治体の窓口に相談することをおすすめします。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度を活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を受けている場合もあります。

○ 耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等を追加する、梁と柱の間を金具で補強する、基礎を鋼材で補強するなど、様々な方法がありますので、自宅に効果的な方法を建築士や工務店とよく相談することが必要です。工事費用の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口に制度の確認を行うことをおすすめします。



筋かいの追加



金具による補強

家具の転倒防止について

○ 家具配置等の工夫

まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみましょう。例えば、寝室であれば、就寝する位置について、家具の高さ分以上離れた場所にする、家具の正面を避けるなど、安全面に配慮した家具の配置を心掛けましょう。

また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口付近に置かない、あるいは倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、部屋の状況にあわせて工夫することが大切です。

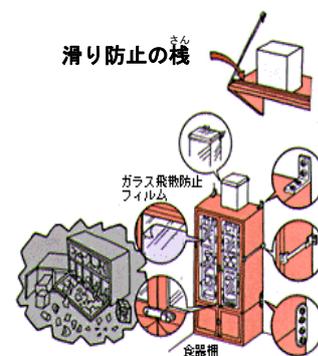
○ 具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけでは安全を確保できない場合があります。タンスや本棚などをL型金具や支え棒などで固定する、食器棚に扉が開かないための扉開放防止器具を取り付ける、物が落下しないよう滑り防止の棧を取り付けるなど、具体的な転倒防止対策を講じることが有効です。

また、冷蔵庫やテレビ、電子レンジといった家電製品やピアノなどについては、電気を使用することや重量の大きさからより一層の注意が必要です。専門知識のあるメーカーや販売店に問い合わせ、設置場所に適した固定方法を確認することをおすすめします。

住宅の耐震化や家具の転倒防止などは、地震被害を軽減するために有効な取り組みです。費用はかかりますが、自治体の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。地震が起きたとき、住宅の倒壊や転倒した家具から自分や家族の身を守るためには、日頃から一人ひとりが地震に対して備えることが大切です。

早期に耐震診断を受けるとともに、家具の固定などに積極的に取り組みましょう。



家具の転倒防止対策の一例

家具の転倒防止については、下記の消防庁HPで詳しく紹介しております。

「地震による家具の転倒を防ぐには あなたが守る一家族の安全」

<https://www.fdma.go.jp/publication/database/kagu/post1.html>

問合せ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課

TEL:03-5253-7525



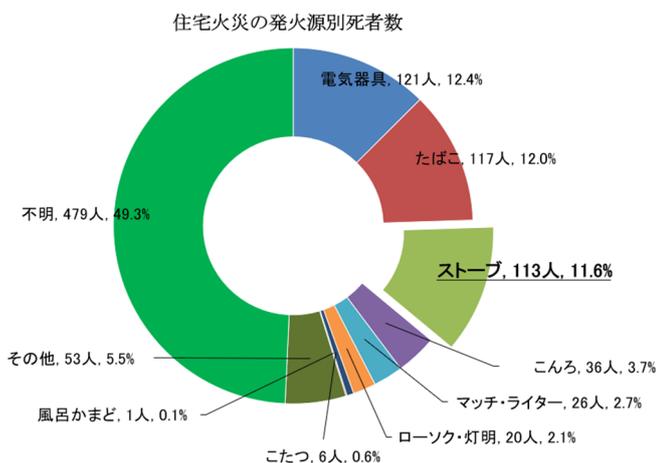
ストーブの安全な取扱いについて 予防課

1月になり、本格的な冬のシーズンを迎え、ストーブを使用する機会が多くなっています。

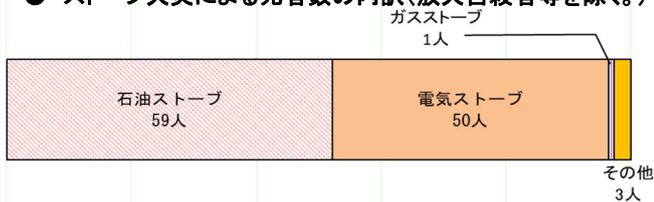
令和4年中の住宅火災の発火源別死者数の内訳は次のグラフのとおりとなっており、電気器具、たばこに次いでストーブが3位となっています。ストーブを使用するのは冬期に限定されているにもかかわらず、その割合は少なくありません。

また、ストーブの種別に着目してみますと、石油ストーブ等と電気ストーブはそれぞれ約半数を占めています。

● 住宅火災の発火源別死者数(放火自殺者等を除く。)



● ストーブ火災による死者数の内訳(放火自殺者等を除く。)



ストーブによる火災を予防するために、次の1～3の内容に従って安全にストーブを使用しましょう。

1 適切な取扱い方法の確認

- (1) 暖房シーズン前には、取扱説明書に従って点検を行きましょう。
- (2) 石油ストーブ等に燃料を給油するときは、必ず火を消してから行いましょう。

- (3) 誤った燃料を給油しないように、燃料の確認をしましょう。
- (4) カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締めましょう。
- (5) 電気ストーブやファンヒーターを使わないときは電源プラグを抜きましょう。
- (6) 使用前に電気コードやガスホースなどに傷みがないか確認しましょう。
- (7) 就寝時及び外出時はストーブを消しましょう。
- (8) 異常を感じた場合は、すぐに使用を中止し、製造元や販売元に相談しましょう。
- (9) 暖房シーズン後には、取扱説明書に従って清掃・整備を行いましょう。

2 周囲の状況の確認

- (1) ストーブの近くに布団・座布団や衣類など燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- (2) ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないようにしましょう。
- (3) ストーブがカーテンなどに接触しないように使用しましょう。
- (4) ストーブの近くでヘアスプレーなどのエアゾール缶の使用や放置はやめましょう。

3 灯油などの燃料の保管

- (1) 灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で「型式試験確認済証」又は「推奨マーク」が貼付されているものを使用し、必ず栓をしっかり締めて密閉しましょう。
- (2) 灯油などの燃料は火気を使う場所から遠ざけ、直射日光を避けた冷暗所に保管しましょう。
- (3) 地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損するような場所での保管はやめましょう。

問合せ先

消防庁予防課 泉・倉田

TEL: 03-5253-7523

つかめ最高!! いどめ最強!!



仮面ライダー THE WINTER MOVIE

GEATS

最強ゲーマーズ大作戦

12.22 [FRI]

「ゲイツカード/ゲイツ」製作委員会 ©石森プロ・テレビ朝日・ADK EM・東映

少年消防クラブ員募集!

少年消防クラブとは

少年消防クラブは、小学生から高校生までの仲間たちが集まって消防士・消防団や指導者の方から防火・防災の知識を教わったり、地域の安全を呼びかけたりしているんだ。クラブによって、活動の内容や入団できる年齢など色々あるから、クラブに入りたいと思ったみんなは、保護者の方と右のお問い合わせ先にうすぐ聞いてみよう!

※このポスターは(株)東映と消防庁がタイアップして少年消防クラブ員の募集のために作成したものです。少年消防クラブ活動に映画のキャラクターが実際に参加するものではありません。

お問い合わせ先

お近くの少年消防クラブを探す
少年消防クラブ 検索

